

ちば 中小企業 ば 2026 4

Chushokigyo-chiba No.728

Contents

- P 3 活動予定／お知らせ
令和8年度 中央会の主な活動予定他
- P 4 特集 事業年度末における組合の事務手続きについて
- P 8 景況 情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
(令和8年2月期)
- P10 中央会だより 令和7年度 組合事務局強化事業開催 他
- P13 インフォメーション
令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！



表紙写真／©提供 成田市観光プロモーション課（成田市さくらの山）

■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

バックナンバーをご覧になりたい場合、右の二次元バーコード及び以下のURLから見る事ができます。
URL <https://www.chuokai-chiba.or.jp>



千葉県中小企業団体中央会

京葉銀行

皆さまのお役に立ちます!
～法人・事業者さま向けサポートメニュー～



京葉銀行は、法人・事業者さまを
しっかりお支えします。

事業に関するさまざまなサポートをご用意しております。

事業サポートの一例

- 不動産活用
- 事業承継
- ビジネスマッチング
- 医療介護・アグリビジネス
- 産学連携
- 人材紹介

くわしくは京葉銀行の窓口でお気軽にお問い合わせください。
商品内容については、ホームページでもご案内しています。

京葉銀行 法人 検索

サポートデスク 携帯電話からは

0120-551-210 TEL.043-204-5480


受付時間：月～金 9:00～17:00（土・日・祝・12/31～1/3除く）

ちばぎん

<法人・個人事業主の皆さまへ>
資金管理の効率化・資金決済サービスのご提案は
ちばぎんにお任せください

こんなお悩みありませんか？

- 毎月、請求・入金確認が大変
- 訪問集金で、不在が多い
- 集金後の現金管理が心配
- 期日どおりに払ってもらえない
- ATMが混んでいて支払に時間がかかる
- 複数の営業所があり、資金管理が大変



豊富な決済サービスでお悩みを解決します!

経理業務の効率化

インターネットEBサービス
Web-E B

資金決済業務 代金回収業務

決済サービスや法人向け情報がたくさんあったホームページはこちら

ちばぎん 法人 検索

お電話でのお問い合わせもお受付しております。
ちばぎんビジネスセンター TEL.043-241-8981
受付時間：月～金 9:00～17:00(銀行休業日を除く)

**【中小企業・小規模事業者の皆さまを
全力でご支援いたします!!】**

金融支援

資金繰りの安定を
サポート!!

**経営課題の解決を
アシスト!!**

経営支援

お気軽にお問い合わせ、ご相談ください!

本店 TEL 043-221-8111
幕張サポートセンター TEL 043-239-3285
松戸支店 TEL 047-365-6010
ホームページ <https://www.chiba-cgc.or.jp/>


当協会HP



中小企業のベストパートナー
千葉県信用保証協会



**～あらゆる分野で
ビジネスをサポート～**



千葉県内の中小企業の
行く先を照らし、伴走して、
元気にする

**一般社団法人
千葉県中小企業診断士協会**

〒260-0028 千葉市中央区新町1-20
江澤ビル5階
TEL 043(301)3860
FAX 043(306)3915

令和8年度 中央会の主な活動予定

月日	曜日	内 容
5/14	木	令和8年度監事会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「千葉中央駅前ビル5階 会議室」
5/26	火	令和8年度第1回正副会長会議・令和8年度第1回理事会 時間：午後3時～・午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/9	火	令和8年度専門委員会 時間：午後3時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
6/26	金	第70回通常総会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」
9月中旬	未定	令和8年度第2回正副会長会議 場所：千葉市
11/19	木	第78回中小企業団体全国大会 時間：午後1時30分～ 場所：熊本県熊本市「熊本城ホールメインホール」
1/22	金	令和8年度第3回正副会長会議・第2回理事会 令和9年中小企業団体千葉県新春交流会 場所：千葉市「ホテルニューオータニ幕張」
3/12	金	令和8年度第4回正副会長会議・第3回理事会 時間：午後3時～・午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」

◎お問合せは、本会総務部までお願いいたします。(☎ 043-306-3281)

■お知らせ

✓ 組合住所等に変更がありましたら本会までご連絡下さい。

本会の会員名簿の記載事項に変更があった場合は、本会総務部までご連絡下さい。

- ①組合名、②連絡先住所・郵便番号、③代表者氏名、④組合員数、⑤出資金額、
⑥電話番号、⑦ファックス番号、⑧Eメールアドレス

また、4月には名簿調査を予定しておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

✓ 育成就労制度への移行に伴う定款変更について

育成就労制度への移行に伴う定款変更につきましては、令和8年3月3日付で、外国人技能実習生共同受入事業を実施している会員組合様宛てに案内文書を発送しております。該当する会員組合様におかれましては、送付済みの文書の内容をご確認くださいようお願いいたします。

なお、具体的な定款変更の手続きや事業計画の作成等につきましては、各会員組合の担当職員が個別に対応いたしますので、詳細は当該職員までご相談ください。

また、本件に関するご相談が多くなっており、今後もお問い合わせの混雑が予想されるため、対応までにお時間を頂戴する場合がございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

「中小企業ちば」では、今後の誌面づくりの参考とするため、アンケート調査を実施しております。右（もしくは裏面）の二次元コードよりご回答ください。



事業年度末における組合の事務手続きについて

多くの組合が3月の事業年度終了により、4月から新年度に入ります。決算期を迎え、4月から5月までの約2か月間に、帳簿の締切や決算関係書類の作成、通常総会（総代会）の開催、行政庁への書類届出や税務申告等、事務手続きが集中する非常に多忙な時期を迎えます。

中小企業等協同組合法等に基づく中小企業組合は、法律の規定に基づき、事業報告書及び決算関係書類を作成し、監査報告書を添付して通常総会（総代会）に提出し、その承認を求めなければなりません。また、その承認された事業報告書及び決算関係書類を通常総会（総代会）終了後2週間以内に所管行政庁へ提出する必要があります。

本号では、事業年度末決算における事務手続きの一連の流れをご紹介します。

1. 総会開催までに行うこと

○決算期

組合は、事業年度終了後に正確な決算関係書類を作成するため、諸帳簿の締切等必要な決算整理手続きを行います。なお、剰余金が出た場合は、定款の定めに従って積立や繰越などを行ってください。

また、組合員の加入・脱退等の状況を把握し、脱退者の出資金は未払持分に振り替える他、組合員名簿の整理及び出資口数の確認を行ってください。

○「決算関係書類」「事業報告書」の作成

決算関係書類…財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案

事業報告書……総会において、組合の事業年度内の事業活動等を組合員に報告する書類
記載しなければならない内容は以下の通りです。

- ①組合の事業活動の概況に関する事項、②組合の運営組織の状況に関する事項
- ③その他組合の状況に関する事項

○監事による監査の実施

組合は決算関係書類及び事業報告書（監事が業務監査権限を有する場合）について、監事の監査を受ける必要があります。

監事は、会計帳簿や決算関係書類等に誤りや記載漏れがないか、剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているか等に留意して監査を実施し、監査報告書を通知します。

なお、監査に要する期間は、監事と理事の合意があったとしても4週間を下回る期間に定めることはできません。ただし、4週間を待たずに監査が終了し監査報告を通知した場合は、「4週間経過」しなくとも、その時点で監査を受けたこととなります。

○理事会の開催

理事長は、理事会の開催日の1週間前までに、理事に対して招集通知を発出します。（理事全員の同意がある場合は省略可能）

理事会は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数の賛否によって決議します。なお、理事は書面によって議決に加わることは認められますが、代理人の出席は認められません。

理事会における主な議案は以下の通りです。

①決算関係書類及び事業報告書の承認、②通常総会提出議案の審議、③通常総会開催日時及び場所の決定

○決算関係書類の事務所備置き

通常総会開催日の2週間前までに「決算関係書類」「事業報告書」を主たる事務所（5年間に、写しを従たる事務所（3年間に備え置きし、組合員が閲覧できるようにします。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合、正当な理由なく拒むことはできません。

○出資総口数及び払込済出資総額の変更登記

期中に組合員の加入・脱退等により変更が生じた場合、その都度2週間以内に登記します。なお、事業年度4週間以内に、年度末現在により1年度分をまとめて登記することもできます。

2. 通常総会の開催について

○通常総会開催招集通知の発出

通常総会開催日の10日前までに組合員に到達するよう発出します。(受信主義)

総会招集通知には、議案のほか、会議の日時、場所等の会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告書」を添付し、組合員に提供しなければなりません。

○通常総会の開催

通常総会について、法は、定款の定めにより毎事業年度1回招集することを義務付けています。通常総会は事業年度終了後2か月以内(定款の定めにより3か月に延長可能)に開催し、決算関係書類、新事業年度の事業計画及び収支予算案、役員改選、定款の変更等理事会で決定した提出議案を審議します。

○議決権、選挙権

組合員は、各自1個の議決権と役員選挙権を有しており、この権利は出資口数などに関わらず、全組合員が平等です。

○緊急議案

総会では、招集通知で予め知らせた議案について審議します。ただし、定款で定めれば、緊急議案についても議決できますが、この場合、代理人は議決に加われません。

なお、組合員の除名や役員のリコールのような事前の手続きを必要とする事項については、緊急議案として審議することはできません。

○役員(理事・監事)選挙

理事及び監事は定款で任期が定められているので、その任期ごとに総会において選出します。

役員選挙は、原則として、組合員1人につき1票の無記名投票によって行いますが、出席者全員の同意がある場合は指名推選の方法を取ることができます。

指名推選を行う場合は、選考委員等が役員候補者を選出し、その候補者に対する出席者全員の同意が必要になります。また、候補者一人一人に対して個別に同意を求めたり、指名推選と無記名投票を併用したりすることはできません。

○総会の議決事項及び要件

総会の主な議決事項及び要件は以下の通りです。

		議決事項	議決要件
法定議決事項	特別議決	①定款の変更 ②組合の解散又は合併 ③組合員の除名 ④事業の全部の譲渡	総組合員数の半数以上が出席し、その議決権数の3分の2以上の多数による議決による。
	普通議決	①決算関係書類の承認 ②毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更 ③経費の賦課及び徴収方法の決定 ④役員を選出 ⑤規約の設定、変更又は廃止	総組合員数の半数が出席し、その議決権数の過半数の議決による。 可否同数のときは議長が決する。
任意議決事項	普通議決	①借入金残高の最高限度 ②1組合員に対する貸付・債務保証残高の最高限度 ③取引金融機関 ④加入金 ⑤役員報酬(理事と監事の別) ⑥手数料、使用料、過怠金 ⑦その他理事会で必要と認める事項	

3. 総会終了後の事務手続きについて

○総会議事録の作成

総会議事録に記載する内容は以下の通りです。

- ①招集年月日、②開催日時及び場所、③理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法、④組合員数及びその出席組合員数並びにその出席方法、⑤出席理事及び出席監事の氏名（役員改選があった場合は、旧理事・旧監事の氏名）、⑥議長の氏名、⑦議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名、⑧議事の経過の要領及びその結果

なお、作成した議事録は10年間事務所に備え置かなければなりません。

○理事会の開催

総会において役員改選を行った場合は、選任された役員において理事会を開催し、役付理事（代表理事、副理事長、専務理事等）の選任を行います。理事会は、理事全員の同意を得ることで、招集の手続きを省略することができますので、総会終了後、別室で理事会を開催し互選する方法もあります。

○理事会議事録の作成

理事会議事録作成に記載する主な内容は以下の通りです。

- ①招集年月日、②開催日時及び場所、③理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法、④出席理事・監事の氏名、⑤議長の氏名、⑥決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名、⑦議事の経過の要領及びその結果

○所管行政庁への提出

・決算関係書類提出書の提出

通常総会終了後2週間以内に、決算関係書類及び事業報告書に総会議事録を添えて、所管行政庁へ提出することが規定されています。

・役員変更届書の提出

総会において役員の変更があった場合や役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更日から2週間以内に、変更した事項を記載した書面等必要書類に総会・理事会議事録を添えて、所管行政庁に届け出を行うことが規定されています。

○定款変更の認可申請

定款の変更は、所管行政庁の認可を受けてから初めて効力を発揮します。

総会において、定款変更を決議した場合には、定款変更認可申請書に以下の書類を添えて、すみやかに所管行政庁に申請します。

- ①変更理由書、②変更しようとする箇所を記載した書面（新旧対照表）、③総会議事録

認可を受けた後、変更した事項が登記事項の場合には、認可書到達後2週間以内に法務局にて変更登記申請を行ってください。

○変更登記

変更の登記を要する主な事項は以下の通りです。

・代表理事変更登記

代表理事就任後、2週間以内に変更登記を行ってください。なお、同一人物が再任した場合（重任）にも登記が必要です。

・事務所の変更（定款変更を伴う場合あり）

変更から2週間以内に行ってください。

・その他の変更登記（上記以外は定款変更を必要とする）

事業、名称、地区、公告の方法、出資1口の金額等を変更する場合は定款変更が必要です。定款変更認可書到達後2週間以内に変更登記を行ってください。

○税務申告と納税

原則、事業年度終了後2か月以内に、通常総会で承認を受けた決算に基づいて、法人税・消費税→税務署、県民税・事業税→県税事務所、市町村民税→市町村へ確定申告をそれぞれ行い、納税します。

○組合員へ周知

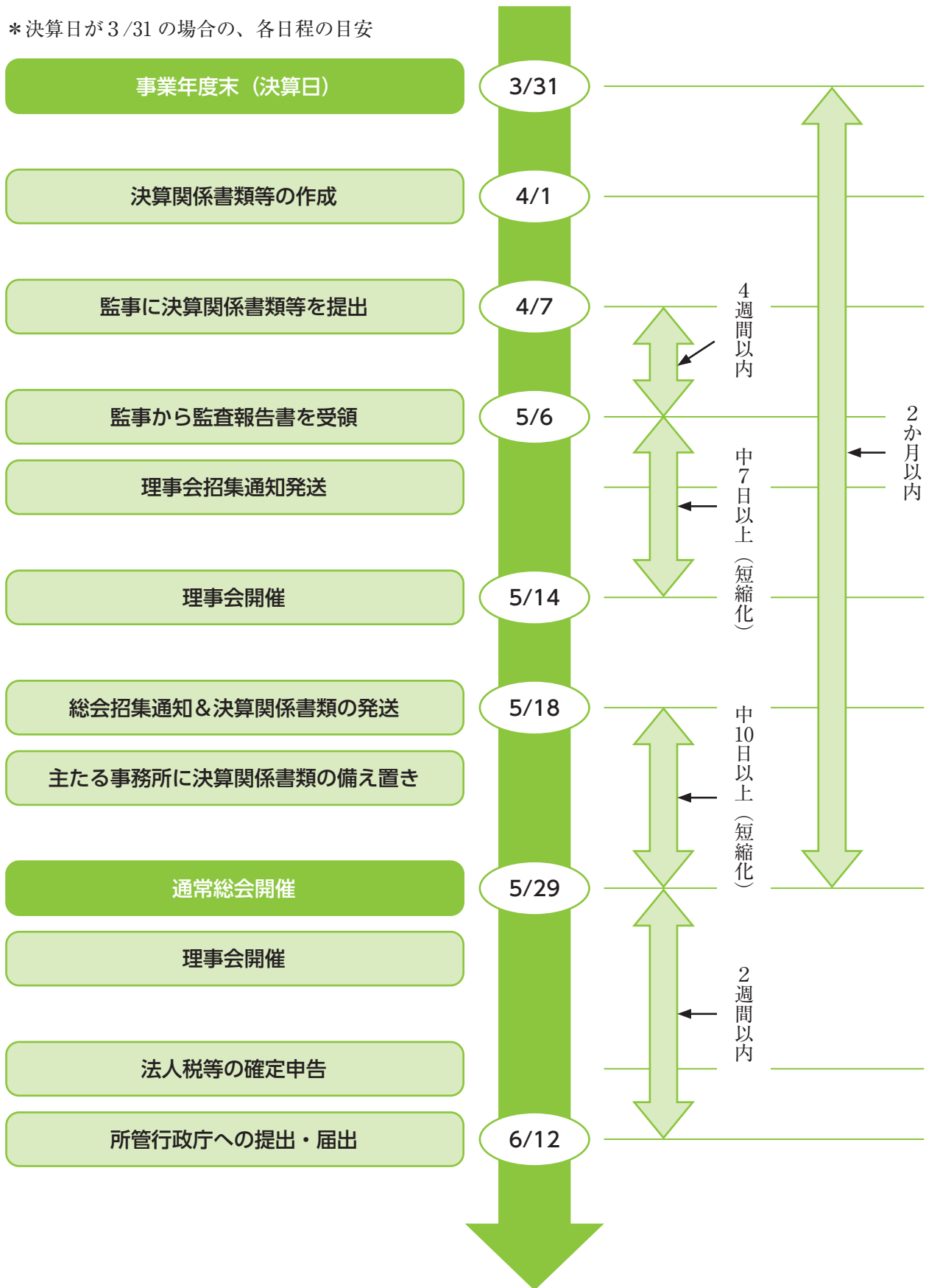
総会を欠席した組合員に対し総会決議事項を通知し、全組合員へ周知徹底を図る必要があります。

※次頁に一連のスケジュールを載せておりますので、ご参考にしてください。

その他ご不明な点については、中央会（組合担当者）までお問い合わせください。

●通常総会までの手順について

*決算日が3/31の場合の、各日程の目安



情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和8年2月期

情報連絡員50名 回答数50名
(一部抜粋)

全体概要

前月比

製造業売上高	「増加した」業種：4⇒3【減少】	「減少した」業種：7⇒11【増加】
非製造業売上高	「増加した」業種：7⇒5【減少】	「減少した」業種：17⇒18【増加】
業界の景況	「好転した」業種：1⇒2【増加】	「悪化した」業種：6⇒11【増加】

前年同月比

製造業売上高	「増加した」業種：3⇒5【増加】	「減少した」業種：9⇒9【変化なし】
非製造業売上高	「増加した」業種：11⇒4【減少】	「減少した」業種：8⇒14【増加】
業界の景況	「好転した」業種：3⇒1【減少】	「悪化した」業種：13⇒17【増加】

製造業

■**しょう油・食用アミノ酸製造**〔県内全域〕

中間原料である生醬油（きあげ）に安い中国産が出回り始めており、競合する企業の経営上の不安が増すとともに、容器の原材料表示の国名表示について見直す必要が議論されている。

■**製麺製造**〔県内全域〕

倒産は前年比で減少しているものの、決して良い状態とは言えない。

■**水産食料品製造**〔南房総市〕

鮮魚の水揚げが全体的に減少している。

■**パン・菓子製造**〔県内全域〕

2月は気温の変化が大きく、気温が高めの時は動きがあるが、低いと伸び悩む傾向があった。春物商品が少しずつ動き始めているが、価格上昇もあって昨年とは動き方が違うように感じる。

■**木材・木製品製造**〔県内全域〕

前月比で売上高は増加したが、原木単価は下がり気味である。価格や荷動きともに大きな変化は見られない。

■**製材**〔木更津市〕

内地材の入港が1船あり、増収となった。

電気めっき

〔県内全域〕

前月同様、景況変化は不変であるが、年度末・年度明けに向けて引き合いの情報が増えてきている。

■**鉄工**〔千葉市〕

全般的には景況感の改善は見受けられないが、公共事業や電力関係などの特殊分野では受注が堅調に推移している。

■**機械部品製造**〔野田市〕

売上高は前月比で減少したが、利益が増加となる。前年同月比は売上高、利益ともに減少。

■**機械部品製造**〔流山市〕

景況にあまり変化はないようである。資材等の高騰は、続いているので、コスト負担は大変である。

■**金属製品製造**〔船橋市〕

回復傾向に進みそうであるが、先行き不透明な状況である。

■**採石**〔県内全域〕

今月は石材出荷が全くなく、対前年比は42%の状況であった。県外の同業者の参入もあり、大変厳しい状況となった。

非製造業

■**総合卸売**〔千葉県・東京都〕

消費低迷で売上高は減少しているが、仕入価格や物流費の上昇は高止まりして一服した状況。引き

続き取引採算は厳しい中、社会的な賃上げの動きにも対応出来ないため、事業運営に必要な人員確保も困難になってきている。

【医薬品卸売】

【県内全域】

当月の実働日数は前月より2日少ない18日であったため、売上高は前月比で若干減少した。一方、前年同月比については、前年と同じ実働日数であったが、売上高は増加した。インフルエンザ患者の急増により抗インフルエンザ薬の需要増が要因と思われる。

【青果卸売】

【千葉市】

先月と同様に、市況や売上高も低調のため、営業日数も少なく、大変厳しい状況が続いている。来月以降は青果物の商材も変わってくるので、売上増を期待したいところであるが、状況は変わらないと思われる。

【食肉卸売】

【成田市他】

新規業者による試験と畜を2日間実施。3月から毎日94頭と畜数が増え、年間総と畜頭数は20万頭の回復を目指す。今回の新規業者の参入により手数料収入が入ることになり、在庫を確保することなどによる資金繰りリスクはヘッジできている。

【乾物卸売】

【県内全域】

食品の物価高により、家庭消費分がマイナスとなっている。海苔の色落ちが発生しているため、例年より早く、生産を打ち切っている。安定した価格も高騰し、この先が心配なのが現状である。

【小売】

【柏市】

数か月おきに景況が悪化。購買意欲が上がる対策が欲しい。

【電気機器小売】

【県内全域】

売上高が低迷して景況は悪い。しかし来店数は前年比で増加しており良い傾向にある。

【青果小売】

【千葉市】

売上高は、先月より下落し、前年を下回った。小売部門は更に下落している。粗利の高い「芋や玉ねぎ類」が高値となり、利益率を落としている。

【中古車仕入・販売】

【県内全域】

昨年引き続き今年も海外需要は高く見込んでいた。しかし、本年2月末のアメリカとイスラエルによるイラン攻撃、その反発からイランによる海上封鎖が生じ、自動車需要の高い中東地域であることから想定される原油価格や海上運賃等引き上げが少なからず影響を受けるものと考えている。

【小売】

【大多喜町】

前月同様、核店舗の方にお客様が流れてしまい、食品と衣料品が非常に厳しい状況となっている。組合の専門店に来店してもらえないように早急に対策を立て直しを図りたい。

【二輪自動車小売】

【県内全域】

千葉県のオートバイ販売台数は、前年同月比で軽二輪が98.6%、小型二輪が112.5%となっており、軽二輪は微減、小型二輪は増加傾向が続いている。

【自動車一般整備】

【県内全域】

国土交通省で令和10年1月を予定している次期システムの移行では、自動車関連の行政手続きのDXの大幅な進展が見込まれ、自動車本体だけでなく、自動車の登録・検査や点検・整備制度、事務手続き等の急速な電子化への対応が必要不可欠となっている。

【建設揚重】

【県内全域】

建設業界において、大手ゼネコンの大規模現場の減少のため、機械稼働が不足し、売上減となる業者がいる。

【小売・サービス】

【野田市】

前月に引き続き飲食業や小売業については依然として厳しさが続

いている。食料品を中心とした物価高によって家計の節約志向が根強いと思われる。

【学習塾】

【県内全域】

塾にとって2月は最も生徒の減少する時期。端境期である。最も人数の多い中3生が高校受験を終えて、大半が退塾するからである。

【警備】

【県内全域】

鳥インフルエンザが続発したため、引き続き警備業務を受注した。

【建設】

【県内全域】

組合員による2月1日から2月28日までの県内建設関連の公共工事の落札結果は、137件、171億1,900万円となった。

【貨物運送】

【県内全域】

原油価格は中東諸国の情勢悪化により、先月から反発し大幅に上昇、燃料価格は前月比プラス4円となった。今後は中東諸国も争いに加わり、拡大、長期化するものと思われる、更に原油価格の上昇は免れない状況である。



令和7年度

組合事務局強化事業開催

千葉県中央会は、2月26日、千葉市内において、令和7年度「組合運営・企業経営研究会」を開催した。

第1部では、明治大学政治経済学部 森下正教授による「中小企業の持続的発展に資する新しい組合事業の理念と展開」と題した講演が行われた。第2部では、(株)商工組合中央金庫本店ビジネス企画部 内田裕貴氏による「DX・デジタル化のトレンド」中堅・中小企業の取組事例と商工中金のサポート」と題した説明が行われた。なお、森下教授による公演の概要は、以下のとおり。



森下教授による講演

1 中小企業にしかできないこととは

①なぜあのお店は元気なのか↓「こだわり」「独創性」「信頼」「老舗の伝統」など。例として、静岡県のこだわりの味協同組合が食の安全安心を柱に統一した基準を作り、オリジナルブランドとしている事例を紹介。

②組合は組合員(経営者)の先生、組合員は社員の先生たるべし
・組合の役割は新たなビジネスモデルを創出するプラットフォームとなる。

・青年部は次世代リーダーの育成道場であり、その役割は大きい
・組合員(経営者)の力量アップに資する組合事業。

事業経営に必須の学びの提供、事業の持続化と変革に必須のアドバイス・支援の提供など

2 新パラダイム(経営環境変化)への適応が組合事業を生む。

①SDGsの時代↓社会的責任の担い手としての中小企業

例として、滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合が行動宣言を「環境と観光の共生地」琵琶湖を守り、琵琶湖と遊ぶ」として、環境保全につながるプラン及び地域

連携につながるプランを実施している事例を紹介。

②AI・IOT・DXとネット社会の到来

例として、運送会社で組織する佐賀県の事業協同組合が運送業に必要な業務を統合管理するシステムを開発し、運用している事例を紹介。

③製品・サービスのコモディティ化(※1)への対応としては、デザイン(※2)志向の差別化等による高付加価値経営を実現する。例として、グッドデザイン賞を取

得した「山形県のゲソ天」と「愛媛県の地酒」を事例として紹介。

※1コモディティ化とは…他社と差別化できなくなり、市場で「どこで買っても同じ」一般的商品になる現象。

※2デザインとは…企画、開発、営業、調達、設計、技術、生産工程・手順、財務といった一連の業務全般の設計をすることを意味する。

3 意識改革で知財重視の組合事業を

企業が持つ無形の資産、経営資源などを知的資産と認識して、独自の強みとして活用する。必要に

応じて、知財、商標として登録する。なお、知的資産には、従業員の「わざ」等に依存する「人的な知的資産」と企業等が組織として持つ「構造的な資産」がある。



講演会場の様子

4 未来志向で組合ビジョンの構築を

①基本理念を作成して、組合運営・活性化の原点とする。なお、基本理念と事業目的は、次のとおり異なるものであり、混同しないこと。

・基本理念とは、創業の精神、夢や願い、価値観を示し、経済・社会環境の変化の中にあっても変わらないものであり、100年先を考えてつくる。老舗には理念がある。

・事業目的とは、目標、運営方針等と同様に経済・社会環境の変化の中で、常に変わっていくものである。

②基本理念のつくりかた

基本理念は、「自分たちは何者で何を目指し、何を基準にして進んでいくのか」を明示する。そして、組合（経営者・従業員）、顧客、仕入先、借入先、地域社会のすべてに訴求力のあるものとする。例として、岐阜県可児工業団地協同組合の基本理念を事例として紹介。



著書「持続可能社会を築く中小企業経営」森下正教授・竜浩一氏（阪南大学経営学部専任准教授）共著
2025年3月31日 八千代出版(株)発行

千葉県異業種交流融合化協議会
(広域交流会) 開催

千葉県異業種交流融合化協議会は2月27日、「令和7年度広域交

流会」として柏の葉アーバンデザインセンター(UDCK)において、視察研修会を開催した。

本協議会は、異業種間の交流を通じて企業の活性化を図ること目的に平成4年に設立され、30年以上にわたって各種研究会や交流会を中心に活動を行っている団体であり、本交流会は、一都二県（東京都・埼玉県・千葉県）の異業種団体が集まり、各県の先進的な取組の共有を通じて、相互の連携強化とネットワーク形成を目的に開催されたものである。

「公・民・学」が一体となった街づくりの最前線

今年度は千葉県が幹事県を務め、千葉県柏市にあるUDCKにて視察研修会を行った。UDCKは、未来志向のまちづくりを推進する団体であり、つくばエクスプレス開通を契機に大規模土地区画



野村進一協議会会長の挨拶

整理事業が進められた柏の葉地区で、公・民・学の連携支援やエリアマネジメントの役割を担っている。当日はUDCKより、設立の経緯や具体的な活動について説明を受け、今後は「柏の葉スマートシティ」として環境共生・健康長寿・新産業創造の3つを柱に段階的な実証を重ねながら都市機能の高度化を進めていくと説明を受けた。

視察では、実際に説明のあったUDCKの関連施設の見学を行った。「まちの健康研究所あ・し・た」では、野菜摂取量の測定等、各種健康指標の測定サービスを体験し、ベンチャー支援拠点「KOIL」では先進的なワーキングスペースでの新産業育成の現場を見学した。これら視察を通してUDCKが推進する3つの施策が街



「まちの健康研究所あ・し・た」にて野菜摂取量の測定をする様子

全体に実装されている実態を体感した。

■広域連携による新たな可能性の探求

視察後は近隣施設にて交流懇親会が開催され、参加者からは「専門家が地域に常駐し、各セクターを横断的に繋ぐ調整機能の重要性を再認識した」といった声が聞かれた。都県の枠を超えた活発な意見交換が行われ、異業種連携もたらず新たなビジネスや地域課題解決への可能性を探る、極めて有意義な機会となった。

正副会長会議・理事会開催

千葉県中央会は3月12日千葉市内において令和7年度第4回正副会長会議、令和7年度第3回理事会を開催した。

正副会長会議の議題は、この後に開催される理事会の付議事項が議題に上程された。

続いて、理事会が開催され、①令和7年度事業進捗状況並びに収支状況について、②令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)並びに会費の賦課徴収方法(案)について、議題が上程され、満場一致をもって可決承認された。

令和8年度 中央会の事務局体制

令和8年4月1日現在の本会の事務局体制についてお知らせいたします。

▼印は異動・昇格のあった者。

▼専務理事 齋藤清

▼常務理事 里見学

▼事務局長 田川幸宗

▼事務局次長 椎名勝也

▼シニアアドバイザー 橋本健一

▼設立支援部 副部長 長心得 池澤由寿

▼主事 高橋倫哉

▼主事 大久保祐輔

▼連携支援部 副部長 長心得 山内昭紀

▼主事 菅井啓勝

▼主事 東克典

▼主事 中村文彦

▼主事 後藤直樹

▼主事 鈴木貴

▼主事 中澤健仁

▼主事 三塚祐希

▼主事 竹内寛武

▼主事 堀江勇

▼主事 秋田識人

▼主事 戸枝貴明

▼主事 平良草拓

▼主事 共済推進役 北浦健司

▼主事 井上亮太

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 安藤まさ子

異動内容の詳細は次のとおり。

()内は旧所属及び旧職名。

■定期異動「4月1日付」

▼事務局長兼総務部部長 田川幸宗 (総務部部長)

▼連携支援部 副部長 長心得 山内昭紀 (工業・商業連携支援部副部長長心得)

▼主事 菅井啓勝 (商業連携支援部副部長)

▼主事 東克典 (工業連携支援部 主事)

▼主事 中村文彦 (工業連携支援部 主事)

▼主事 後藤直樹 (商業連携支援部 主事)

▼主事 鈴木貴 (工業連携支援部 主事)

▼主事 中澤健仁 (工業連携支援部 主事)

▼主事 角田眞之助 (商業連携支援部 主事)

▼主事 三塚祐希 (商業連携支援部 主事)

▼主事 細野健太郎 (工業連携支援部 主事)

▼主事 野ヶ峯元起 (経営支援部 主事)

▼主事 野ヶ峯元起 (経営支援部 主事)

▼主事 大久保祐輔 (連携支援部 主事)

▼主事 竹内寛武 (経営支援部 主事)

▼主事 平良草拓 (総務部 主事)

▼主事 安藤まさ子

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 橋本健一

▼退職者「3月31日付」事務局長 橋本健一

▼主事 菅井啓勝

▼主事 東克典

▼主事 中村文彦

▼主事 後藤直樹

▼主事 鈴木貴

▼主事 中澤健仁

▼主事 角田眞之助

▼主事 三塚祐希

▼主事 細野健太郎

▼主事 野ヶ峯元起

▼主事 野ヶ峯元起

▼主事 大久保祐輔

▼主事 竹内寛武

▼主事 平良草拓

▼主事 安藤まさ子

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 橋本健一

▼主事 菅井啓勝

▼主事 東克典

▼主事 中村文彦

▼主事 後藤直樹

▼主事 鈴木貴

▼主事 中澤健仁

▼主事 角田眞之助

▼主事 三塚祐希

▼主事 細野健太郎

▼主事 野ヶ峯元起

▼主事 野ヶ峯元起

▼主事 大久保祐輔

▼主事 竹内寛武

▼主事 平良草拓

▼主事 安藤まさ子

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

▼主事 鈴木みなみ

▼主事 阿波寄蘭

▼主事 井上亮太

大樹生命との連携協定

千葉県中央会は、3月12日、大樹生命保険(県下・千葉支社・柏支社)との連携協定を締結した。

長年に渡り連携してきた大樹生命保険との相互支援を通じて、地域の中小企業者等の経営力強化および各種リスクへの対応力の向上を図り、地域で活躍する中小企業者等のベストパートナーとして地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

講義では、中小企業を取り巻く近年の法改正の動向について解説が行われた。中小受託取引適正化法やフリーランス法、建設業法改正などを中心に、取引適正化や労務管理における実務対応の重要性が示され、法令遵守が企業の信頼確保と経営基盤強化につながることを説明された。

講演の終了後、「官公需受注に

に向けたコンプライアンス強化について」懇談が行われ、参加者から官公需受注への取組みについて意見が述べられた。

千葉県中央会は、2月25日、千葉市内において、令和7年度官公需普及促進懇談会を開催した。

本懇談会は、中小企業が直面している官公需受注に係る問題点等を検討し、官公需受注機会の増大を図るために開催された。開会挨拶の後、中小企業診断士 笠井郁央氏より、「中小企業を取り巻く法改正の現状について」中小受託取引適正化法・労働基準法等への対応」と題した講演が行われた。

講義では、中小企業を取り巻く近年の法改正の動向について解説が行われた。中小受託取引適正化法やフリーランス法、建設業法改正などを中心に、取引適正化や労務管理における実務対応の重要性が示され、法令遵守が企業の信頼確保と経営基盤強化につながることを説明された。

講演の終了後、「官公需受注に

に向けたコンプライアンス強化について」懇談が行われ、参加者から官公需受注への取組みについて意見が述べられた。

千葉県中央会は、2月25日、千葉市内において、令和7年度官公需普及促進懇談会を開催した。

本懇談会は、中小企業が直面している官公需受注に係る問題点等を検討し、官公需受注機会の増大を図るために開催された。開会挨拶の後、中小企業診断士 笠井郁央氏より、「中小企業を取り巻く法改正の現状について」中小受託取引適正化法・労働基準法等への対応」と題した講演が行われた。

講義では、中小企業を取り巻く近年の法改正の動向について解説が行われた。中小受託取引適正化法やフリーランス法、建設業法改正などを中心に、取引適正化や労務管理における実務対応の重要性が示され、法令遵守が企業の信頼確保と経営基盤強化につながることを説明された。

講演の終了後、「官公需受注に

に向けたコンプライアンス強化について」懇談が行われ、参加者から官公需受注への取組みについて意見が述べられた。

千葉県中央会は、2月25日、千葉市内において、令和7年度官公需普及促進懇談会を開催した。

本懇談会は、中小企業が直面している官公需受注に係る問題点等を検討し、官公需受注機会の増大を図るために開催された。開会挨拶の後、中小企業診断士 笠井郁央氏より、「中小企業を取り巻く法改正の現状について」中小受託取引適正化法・労働基準法等への対応」と題した講演が行われた。

講義では、中小企業を取り巻く近年の法改正の動向について解説が行われた。中小受託取引適正化法やフリーランス法、建設業法改正などを中心に、取引適正化や労務管理における実務対応の重要性が示され、法令遵守が企業の信頼確保と経営基盤強化につながることを説明された。

講演の終了後、「官公需受注に

に向けたコンプライアンス強化について」懇談が行われ、参加者から官公需受注への取組みについて意見が述べられた。

千葉県中央会は、2月25日、千葉市内において、令和7年度官公需普及促進懇談会を開催した。

本懇談会は、中小企業が直面している官公需受注に係る問題点等を検討し、官公需受注機会の増大を図るために開催された。開会挨拶の後、中小企業診断士 笠井郁央氏より、「中小企業を取り巻く法改正の現状について」中小受託取引適正化法・労働基準法等への対応」と題した講演が行われた。

講義では、中小企業を取り巻く近年の法改正の動向について解説が行われた。中小受託取引適正化法やフリーランス法、建設業法改正などを中心に、取引適正化や労務管理における実務対応の重要性が示され、法令遵守が企業の信頼確保と経営基盤強化につながることを説明された。

講演の終了後、「官公需受注に

に向けたコンプライアンス強化について」懇談が行われ、参加者から官公需受注への取組みについて意見が述べられた。

千葉県中央会は、2月25日、千葉市内において、令和7年度官公需普及促進懇談会を開催した。

本懇談会は、中小企業が直面している官公需受注に係る問題点等を検討し、官公需受注機会の増大を図るために開催された。開会挨拶の後、中小企業診断士 笠井郁央氏より、「中小企業を取り巻く法改正の現状について」中小受託取引適正化法・労働基準法等への対応」と題した講演が行われた。

講義では、中小企業を取り巻く近年の法改正の動向について解説が行われた。中小受託取引適正化法やフリーランス法、建設業法改正などを中心に、取引適正化や労務管理における実務対応の重要性が示され、法令遵守が企業の信頼確保と経営基盤強化につながることを説明された。

講演の終了後、「官公需受注に



左：大樹生命保険 北村雄峰支配人 千葉支社長
右：千葉県中小企業団体中央会 飯塚会長

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

- ①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。
（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含まれます。）
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人に対処させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

**◆対応の実効性を確保するために必要な
カスタマーハラスメントの抑止のための措置**

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの**対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する**

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず**講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）**をあらかじめ明確化し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類等の指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者**に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

お問い合わせ先

お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部(室) 受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

“テクノスポット”

集団化で発展し続ける企業集団



千葉鉄工業団地協同組合

〒262-0012 千葉市花見川区千種町295番地2
 TEL: 043-259-0201(代) FAX: 043-259-0204
 E-mail: tekko@chiba.email.ne.jp
 ホームページ: <https://www.tekko.jp/>
 組合事業を支える共同出資会社 株式会社千葉コンビナックス

車を買うなら **JU** 千葉 千葉県中古自動車販売商工組合

組合加盟店へご相談ください

加盟店（JUメンバーショップ）は、



JU千葉 **検索**



事務局 〒263-0001
 千葉県千葉市稲毛区長沼原町421
 TEL 043-257-5257
 HP <http://www.ju-chiba.jp>

税理士は暮らしのパートナーとしてあなたの信頼に応えます

ほっとライン
 千葉税協

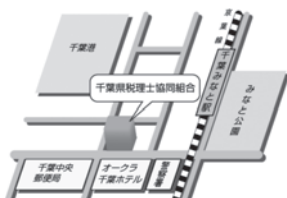
千葉県税理士協同組合



～申告制度の担い手として～

税理士は、税の専門家として納税者が自らの所得を計算し、納税額を算出する申告納税制度の推進の役割を担います。

平成21年度 千葉県中小企業団体中央会指定モデル組合



〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-16-12
 TEL. 043-247-6250 FAX. 043-247-6568
 HP. <https://www.chiba-zeikyo.or.jp/>

《ブックマート》
 TEL. 043-247-5437 FAX. 043-247-6568

《松戸出張所》
 〒271-0092 松戸市松戸 1879-1
 松戸商工会館 3階
 TEL. 047-366-2174 FAX. 047-365-6813



釣りボート・遊ボート・釣り具

TKK

自然の生きているコミュニティゾーン

高滝湖観光企業組合

〒290-0557 千葉県市原市養老字柏野 1365-1
TEL 0436-98-1277
FAX 0436-98-1279

E-mail FJP16253@nifty.com
URL <https://www.takatakiko.jp>

県央における商業と物流の中核基地

もばらオロシティ

「情報と物流のロジスティクス」を標榜する当卸団地は、
地域に密着した商業の中核として
個性と活力にあふれた企業集団を目指してまいります。

●●● もばらオロシティまつり ●●●

日時 令和8年5月17日(日)
10時～15時

場所 茂原卸商業団地協同組合会館前
(茂原市小林1978-8)

内容 組合企業品の販売、組合企業PRブース
その他、協力企業多数出店
和太鼓、よさこい踊り他 各種イベント多数あり
出店コーナーにて飲食提供

茂原卸商業団地協同組合

〒297-0074 千葉県茂原市小林1978-8
TEL. 0475-24-6101 FAX. 0475-24-6103
HP. <https://www.mwm.or.jp> Email. orodan@pastel.ocn.ne.jp

県内の消防防災に関する設備工事・
保守点検業務・防災機器・用品販売を
取り扱う専門業者によって組織されてい
ます。

地域活性化並びに防災協力を幅広く
応援いたします。



千葉県消防設備協同組合 (官公需適格組合)

260-0005 千葉市中央区道場南1-9-15
tell 043-306-9321. Fax 043-306-9322
<https://www.shosetukyo.net>



県内のがんばる商店街を応援しています。
商店街を通じたまちづくりや地域活性化の
ための活動を幅広くご支援いたします。



活動はこちら

〒260-0015
千葉市中央区富士見2丁目22番2号
千葉中央駅前ビル3階
(千葉県中小企業団体中央会内)
TEL : 043-306-3284 / FAX : 043-227-0566
HP : <https://www.chuokai-chiba.or.jp/shoutengai/>

千葉県信用金庫協会

県内5信用金庫

133 店舗のネットワーク

千葉信用金庫

千葉市中央区中央 2-4-1 TEL 043-225-1111

銚子信用金庫

銚子市双葉町 5-5 TEL 0479-25-2100

東京ベイ信用金庫

市川市新田 4-9-2 TEL 047-703-2111

館山信用金庫

館山市北条 1634 TEL 0470-22-8115

佐原信用金庫

香取市佐原イ 525 TEL 0478-54-2121

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

全国47都道府県の求人・人材支援

企業と人材を結ぶ エキスパート

- 1 離職する従業員の再就職をサポート
- 2 人材を確保したい企業をサポート
- 3 「キャリア人材バンク」で高齢者の就職をサポート
- 4 雇用を維持するための在籍型出向をサポート
- 5 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート
- 6 研修やセミナーで社員のスキルアップをサポート (有料)

費用は
無料



サイジヨブさん



公益財団法人

産業雇用安定センター(ジョブ産雇)

千葉事務所 TEL 043-216-3670



千葉みなと駅徒歩1分の好立地。

会議・セミナーから、各種イベントや展示会、
パーティ、慶弔行事など様々な用途に対応可能。
ご予算に応じて会場のご提案をいたしますので、
お気軽にご相談ください。



PP ホテルポートプラザちば

千葉県中央区千葉港 8-5 JR 京葉線・モノレール千葉みなと駅前
駐車場 198 台 (ホテル利用者無料)

ホテル代表電話番号

043-
247-7211

Shinkumi Bank

信用組合

しんくみ

ちかくにいるから、
チカラになれる。

房総信用組合

茂原市高師町 1-10-5

TEL 0475-22-5111

銚子商工信用組合

銚子市東芝町 1-19

TEL 0479-22-5335

君津信用組合

木更津市潮見 3-3

TEL 0438-20-1122

千葉県信用組合協会

千葉市中央区新町18-12 (第8東ビル 507号室)

TEL 043-216-2492 Fax 043-216-2493



大樹生命保険株式会社 <https://www.taiju-life.co.jp/>

千葉支社 〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル TEL:043-225-7389
 柏支社 〒277-0005 柏市柏1-2-38 さくら柏ビル TEL:04-7164-7153

BESTパートナー
大樹生命
 日本生命グループ

こつこつきちんと あなたのため
 こつこつきちんと みんなのため
 こつこつきちんと 地球のため
 こつこつきちんと 明日のため
 こつこつ愛して こつこつ生きてるあなたを、
 わたしたち大樹生命も、こつこつきちんと 応援します。



マスコットキャラクター「てんけんくん」



千葉県自動車整備商工組合

<https://www.caspa.or.jp/>

本 部	〒261-0002 千葉市美浜区新港 156	043-241-7251
千葉支所	〒261-0002 千葉市美浜区新港 156	043-241-7255
習志野支所	〒274-0063 船橋市習志野台 8-19-8	047-467-8881
野田支所	〒278-0013 野田市上三ヶ尾 207-21	04-7120-2031
袖ヶ浦支所	〒299-0265 袖ヶ浦市長浦 580-81	0438-62-4041

商工組合立 専門学校 **千葉県自動車大学校**
<https://cats.ac.jp>
 〒261-0002 千葉市美浜区新港 156 043-247-0848

人と車の良い関係、車と地球環境との調和、
 即ち、新しい時代の車環境創造業を提示してまいります



ビルメンテナンスのトータルコーディネーター
官公需適格組合

千葉県ビルメンテナンス協同組合

〒261-8550
 千葉市美浜区中瀬2丁目1番 幕張メッセ内
 TEL (043) 297-9771
 FAX (043) 296-0753
<https://cbm.or.jp>
 E-mail:cbm@cbm.or.jp

自動車共済

中小企業の皆様のニーズに応えた商品をラインアップ!
あたらしい自動車共済にご期待ください!

自動車共済は中小企業のみなさまのための制度です。



- ・フリート契約（10台以上の契約）がお得！
経費節減に是非お役立て下さい。
- ・業務で使用するお車も同じ掛金です。



安心補償

制度充実

相互扶助

いつでも、どこでも安心！ロードアシスタンスサービス（全車種対象）

ロードアシスタンスサービスは、ご契約のお車が走行不能になった場合の応急処置・レッカーけん引の費用を補償する他、燃料切れ時の給油サービス(最大10ℓ無料、共済期間中1回)や雪道・凍結路面でのスタック引出しサービス(雪道用タイヤチェーン・雪道用スタッドレスタイヤ装着の場合のみ)も行います。



お申込み
お問合せ



関東自動車共済協同組合

千葉県支部 〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-22-2 千葉中央駅前ビル6階 TEL 043-224-5222

研修・会議・総会に

千葉県電工会館 総合研修センター

140名様収容（スクール形式2人掛け） 車椅子バリアフリー 駐車場14台



料金 1日（9時～17時）77,000円(税込)～



千葉県電気工事工業組合

千葉市中央区道場南1-9-15

TEL 043-224-6086



PIKALA

うずいコミュニティひろば



「PIKALA(ピカラ)」は、
<地域の新たな憩いの場>です。
地域交流や世代間交流、観光、
イベント、ビジネスなど
さまざまな面でご活用いただく
ことを目指しているコミュニティー
イベントスペースです♪



コワーキングdeレイクピア
京成線「京成白井駅」
南口徒歩1分
レイクピアウスイ内にある
コワーキングスペース！
1時間利用からお気軽に
どうぞ♪

レイクピアウスイ



白井ショッピングセンター 協同組合

〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1丁目23

TEL043-461-1871 FAX043-461-1960

HP <https://lakepia.or.jp/>



bZ4X

千葉トヨペット

〒261-8585 千葉市美浜区稲毛海岸 4-5-1

お客様相談

テレフォン（本社）



0120-161672

ホームページ

<https://www.chibatoyopet.co.jp>



法人向けインターネットバンキング

ちば興銀 コスモスWEB

インターネットでオフィスが銀行の窓口

簡単

●インターネットに接続できるパソコンさえあれば、新たな機器やソフトを購入することなくご利用可能です。

便利

●オフィスに居ながらにして貴社口座の預金残高や入出金の状況等を確認することができます。また、振込・振替、総合振込、給与（賞与）振込、地方税納入等が行えますので経理事務の省力化が図れます。

低コスト

●契約料は無料です。また、専用のソフト・端末が不要ですのでご利用にあたり特別な費用負担がかかりません。
●月間基本料は低コスト、振込手数料も窓口をご利用いただくより、お得です。

安全

●最新の暗号化技術（128ビットSSL暗号化通信方式）の採用により、お客さまの情報を確実に保護。
●ログインID・ログインパスワード、電子証明書等により、不正利用を防ぎます。

くわしくは下記フリーダイヤル、またはお近くのちば興銀の窓口までお気軽にお問い合わせください。

ちば興銀 EBサービスセンター ☎ 0120-122-606 受付/土・日・祝日を除く 9:00~18:00



千葉興業銀行

<http://www.chibakogyo-bank.co.jp/>

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

① 高めの金利設定 ※当金庫内比較
② 固定金利の半年複利
③ 選べる期間 1年・2年・3年

定期預金

個人のお客さま向けの マイカーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

千葉支店 043(248)2345

〒260-0031 千葉市中央区新千葉1-4-3

WESTRIO千葉フコク生命ビル9階

松戸支店 047(365)4111

〒271-0092 松戸市松戸1846-2

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、企業間の連携をサポート。

組合支援

中小企業組合の活動を、情報と金融でサポート。

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で継続的にサポート。

